

岩美町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

鳥取県岩美町

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

第2章 本町の状況

1. 人口の推移・年齢別人口構成

(1) 人口の推移

(2) 年齢別人口構成

(3) 人口動態

2. 財政の現状と課題

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設の現状

(1) 公共施設の現状

(2) 公共施設の将来更新費用

2. インフラ資産の現状

(1) インフラ資産の現状

(2) インフラ資産の将来更新費用

3. 公共施設等の管理上の課題

第4章 公共施設等の総合管理の方針

1. 対象施設

2. 基本方針

3. 具体的取組み

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

近年、多くの地方公共団体で高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化が顕著に現れ、老朽化による事故が発生し、公共施設等の老朽化への対応に警鐘を鳴らしています。

また、近年多発する地震により、老朽化した公共施設等が倒壊するなど、地震への対応も老朽化と重なり地方公共団体の大きな課題となっています。

しかしながら、多くの地方公共団体は、厳しい財政状況が続いており、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等の老朽化を大きな課題としながらも、その対応が遅れているのが現状です。

このような状況下、国は「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、インフラの整備に係る行動計画を策定するとともに、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設等の管理について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に策定することを地方公共団体に要請しました。

本町でも、人口減少、少子高齢化が進み、日々変化していく社会情勢を察知するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の現状を把握し、住民の要望を捉え、公共施設等もの全庁的、総合的な管理を推進するため、本計画を策定するものです。

第2章 本町の状況

1. 本町の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は昭和30年の20,460人から人口減少が始まり、昭和50年までに約4,000人減少しています。その後10年間は16,000人程度で落ち着いていましたが、平成27年には11,485人となり、今後も人口は更に減少する見込みです。

世帯数は、昭和40年の3,718世帯から平成12年に4,001世帯、平成17年には4,045世帯と増加傾向にありましたが、平成22年に減少に転じ、平成27年には再び増加しています。

人口・世帯数の推移(国勢調査)

年度	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50
人口(人)	20,460	19,350	18,004	16,817	16,063
世帯数(世帯)	3,722	3,731	3,718	3,735	3,826

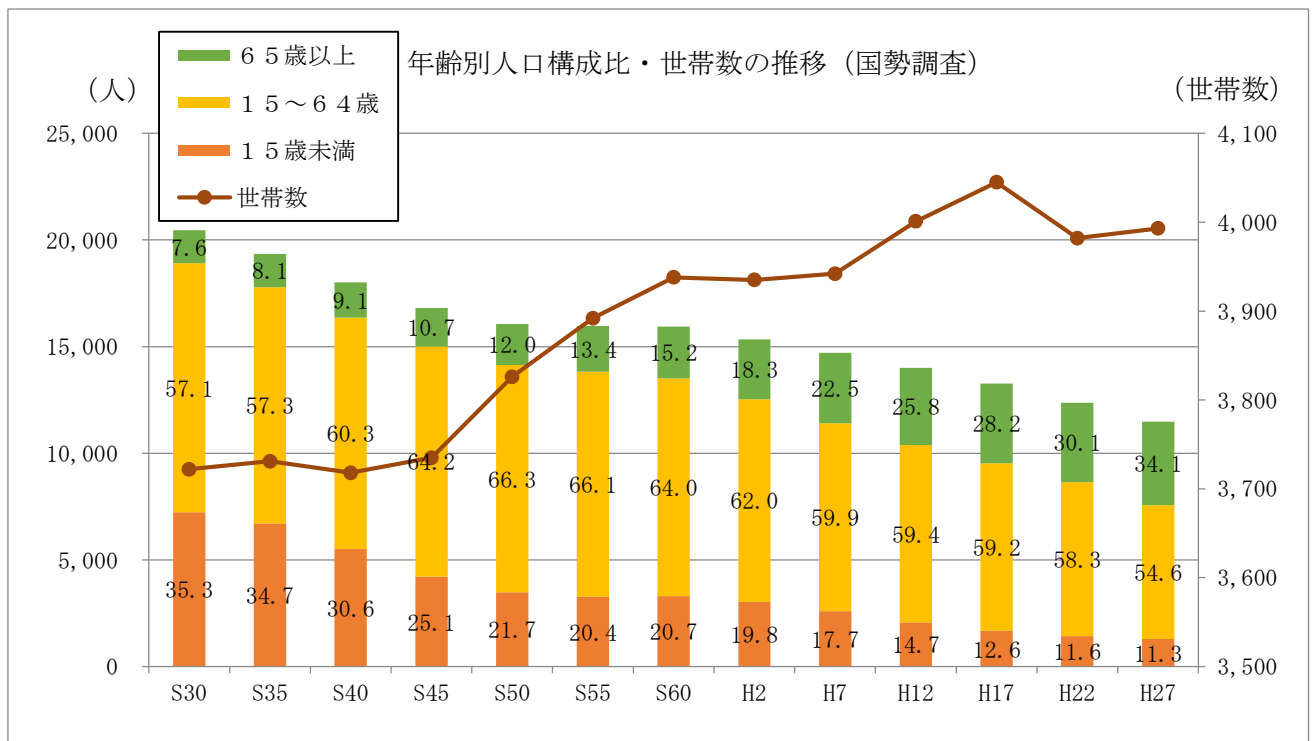
年度	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12
人口(人)	15,969	15,944	15,342	14,713	14,015
世帯数(世帯)	3,892	3,938	3,935	3,942	4,001

年度	平成17	平成22	平成27
人口(人)	13,270	12,362	11,485
世帯数(世帯)	4,045	3,982	3,993

(2) 年齢別人口構成

年少人口（15歳未満）の割合は、昭和30年の35.3%（7,232人）から平成22年11.6%（1,432人）、平成27年には「11.3%（1,295人）」と減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）割合は、昭和30年の7.6%（1,555人）から平成22年30.1%（3,721人）、平成27年には34.1%（3,920人）と増加しており、少子高齢化が今後も進んでいくことが予想されます。



(3)人口動態

人口動態は、出生数と死亡数の差である「自然増減」と転入数と転出数の差である「社会増減」に起因します。

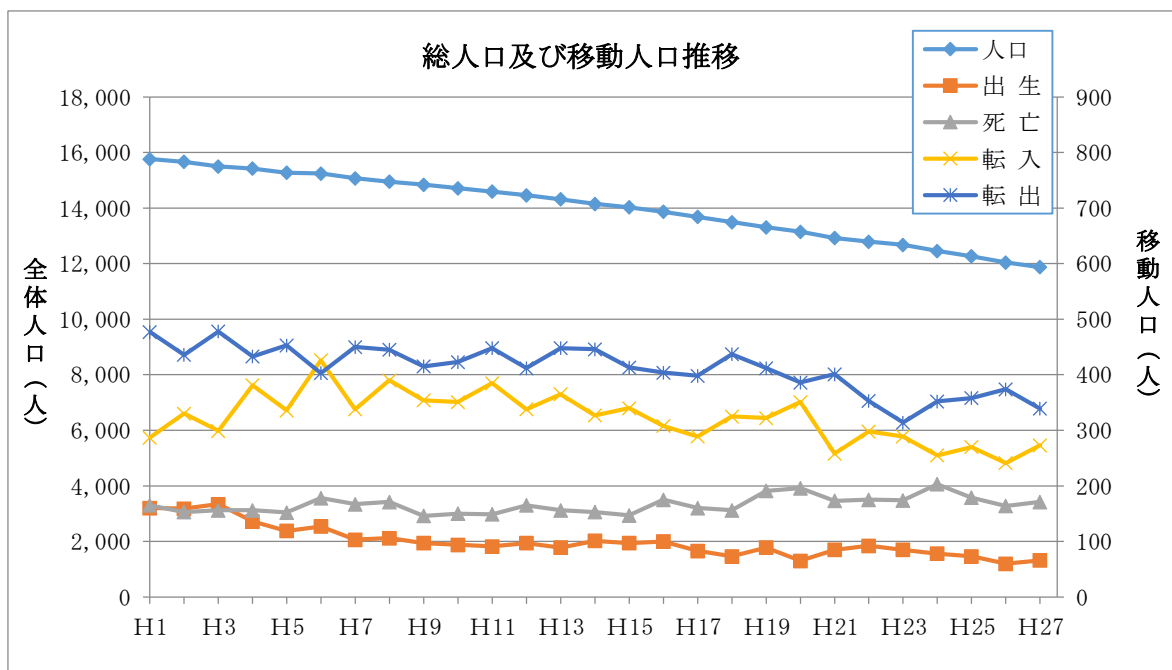
近年の人口動向においては、「自然減少」と「社会減少」が続いており、同程度の減少がみられます。

①自然増減の動向について

自然減少の主な要因は「出生数の減少」です。平成元年度 160 人であった出生数は平成 27 年度には 63 人と半分以下になっている一方、平成元年度に 165 人であった死亡者数は年々増加傾向にあり、平成 27 年度には約 100 人の減少となり、今後も減少していくことが予想されます。

②社会増減の動向について

社会減少は、転出が転入を上回ることによるものです。平成元年度から現在に至るまでほぼ毎年転出が転入を上回っています。



2. 財政の現状と課題

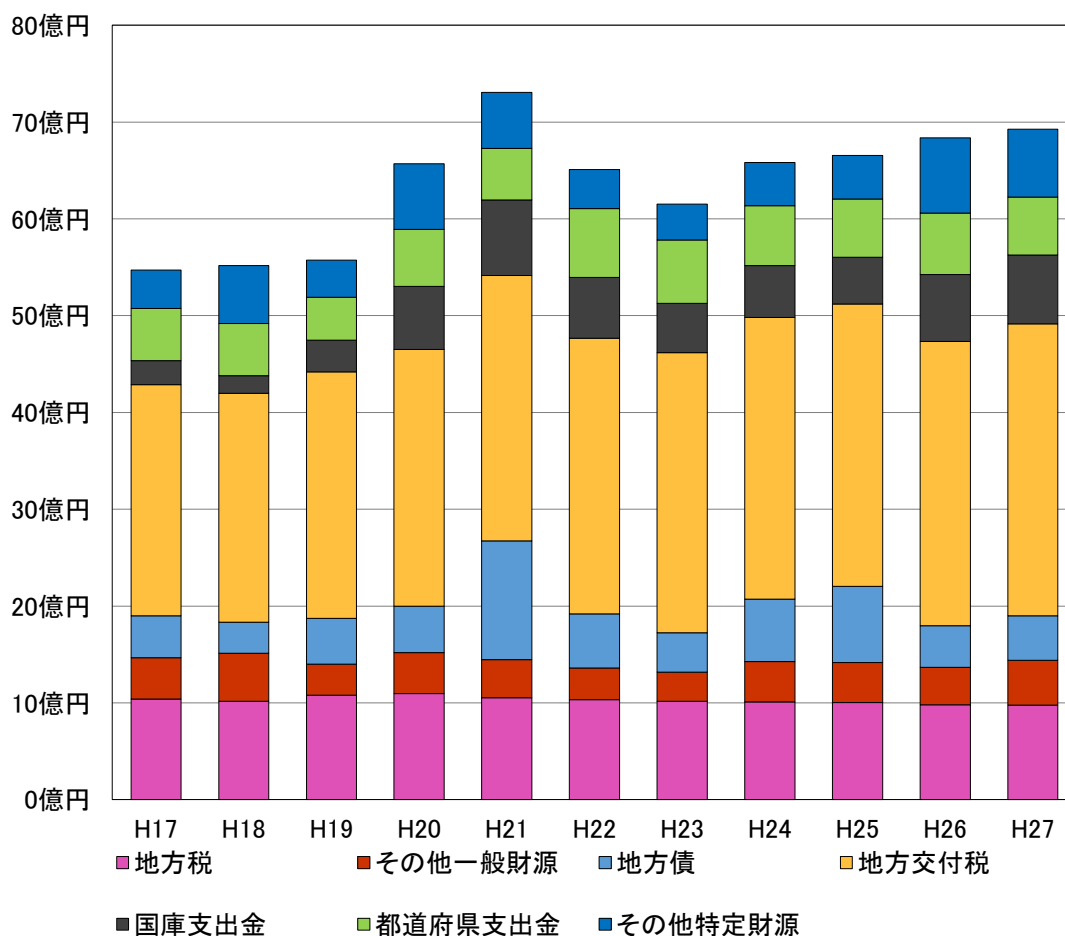
平成17年度から平成27年度までの普通会計決算の推移は、以下に示すとおりです。

過去の推移を見ると、平成19年度までは「三位一体の改革」等の影響により50億円程度で推移したのち、平成21年度が70億円を超える額となっていますが、平成20年度以降の平均歳入決算額は約67億円となっています。

平成27年度の歳入総額は69.3億円で、地方交付税が30.2億円(43.6%)、国庫支出金が7.1億円(10.2%)、地方税が9.8億円(14.1%)、その他一般財源が4.6億円(6.6%)などになっており、地方交付税や国庫支出金が半数以上を占め、国の予算に大きく影響を受ける財政構造となっています。

その中、歳入の大きな柱となる地方税と、地方消費税交付金などのその他一般財源については、14億円前後で推移していますが、就労人口の減少などに比例して今後も大きな伸びは期待できない状況であり、財政運営はこれまで以上に厳しくなると見込んでいます。

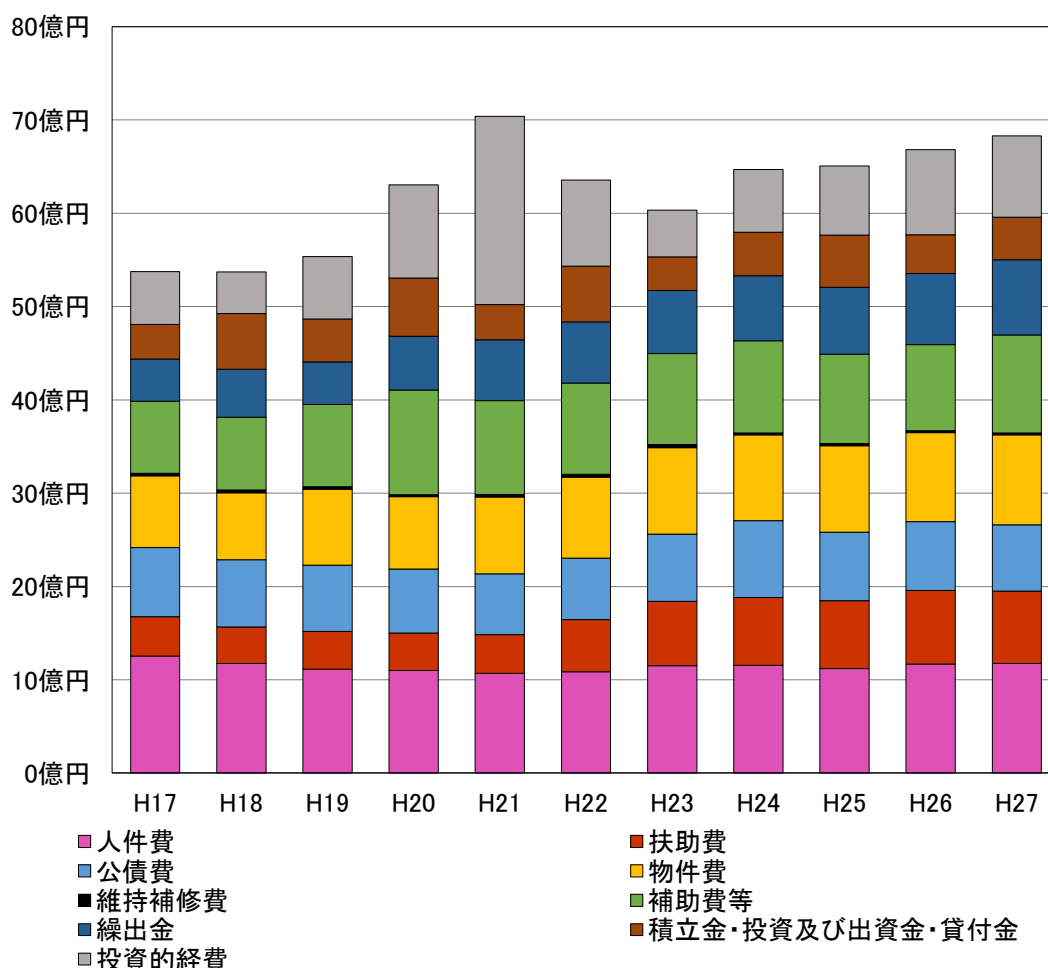
歳入の推移



平成27年度の歳出総額は68.3億円で、人件費が11.8億円(17.3%)、扶助費が7.7億円(11.3%)、物件費が9.6億円(14.1%)、繰出金8.1億円(11.9%)、投資的経費8.7億円(12.7%)などになっています。

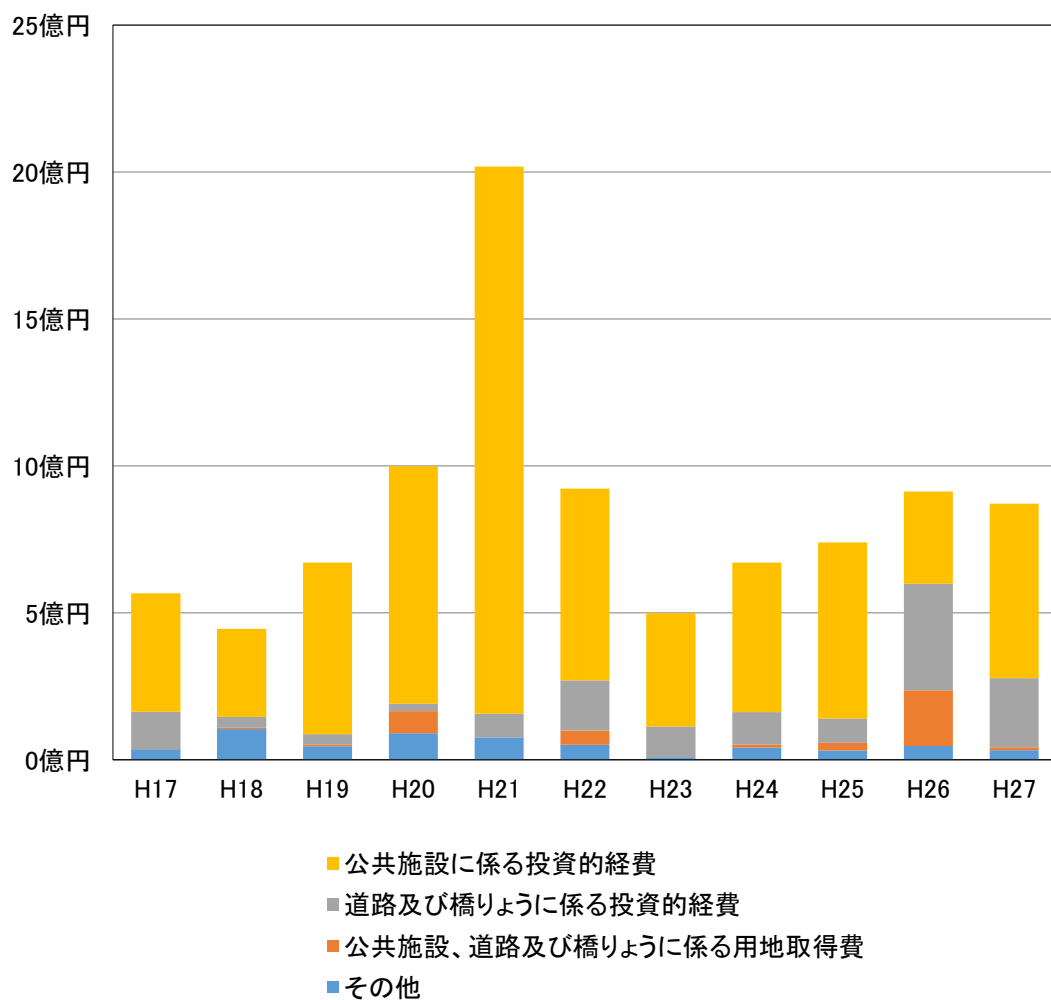
過去の推移を見ると、人件費は定員適正化計画によりほぼ横ばいで推移している一方、扶助費については高齢化などに伴う社会保障費の増額、その他物件費や繰出金なども年々増加傾向にあります。投資的経費についても、年度によりばらつきはありますが増加傾向にあり、それに伴い今後公債費の増加も見込まれることから、公共施設の効率的な管理による経費削減をより一層努めていく必要があります。

歳出の推移



過去10年間の投資的経費額は約8.5億円となっていますが、中学校整備やケーブルテレビ網整備が行われた平成21年度に20.2億円の大きな投資がありました。その後、年度によりばらつきはありますが平成23年度から増加傾向にあり、今後も大型の施設整備事業を予定しております。

投資的経費の推移及び内訳



第3章 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設の現状

(1) 公共施設の現状

平成27年度末時点の町内の公共施設は126棟(普通会計119棟)。

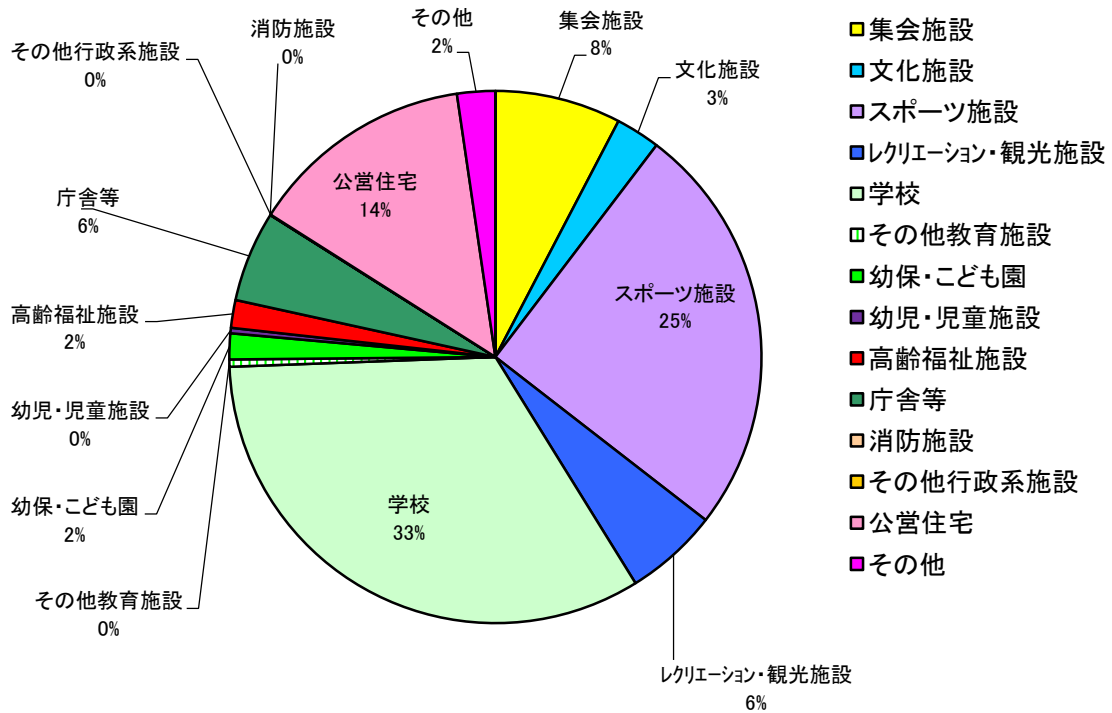
建物の延床面積の合計は75,954㎡となっています。町民一人(平成27年4月1日時点の住基人口12,139人)あたりの延床面積は6.25㎡となります。

全体に占める割合は学校が33%と一番大きく、当町が保有する大きな建物である役場庁舎及び学校について年数が経過するにつれ維持管理費が増加しています。

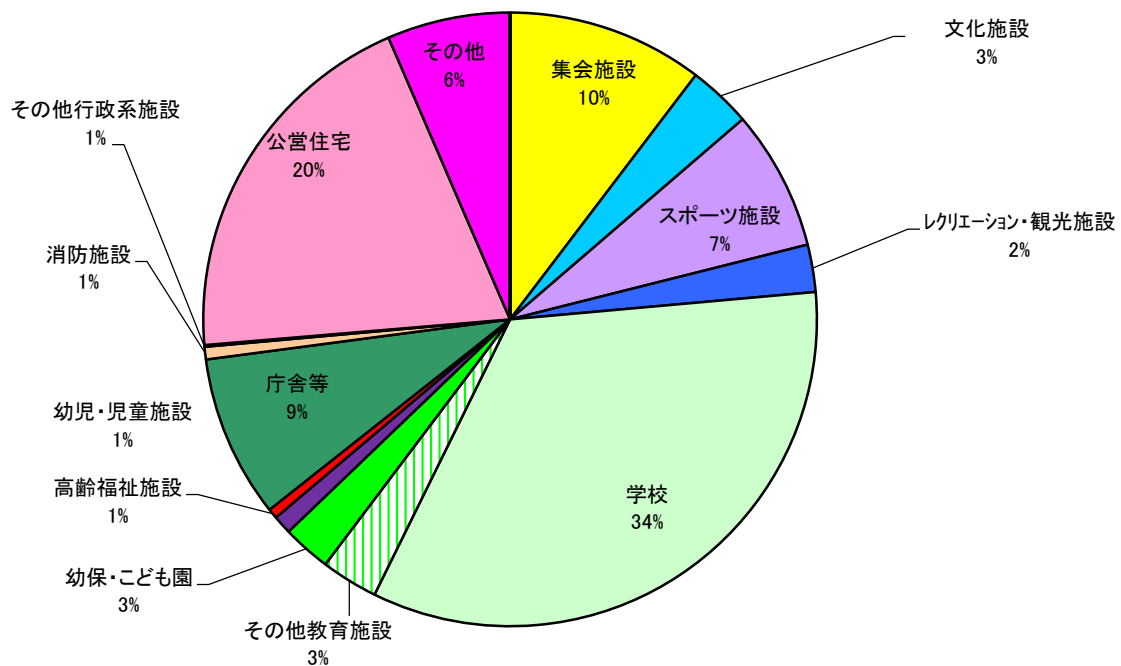
また、公営住宅について全体の約2割を占めており、建築年が古いものが多く今後ますます維持管理費が増加する見込みです。

用途中分類名称	延床面積 (㎡)	構成 (%)	敷地面積 (㎡)	構成 (%)
集会施設	7,860.1	10.35%	29,067.5	7.66%
文化施設	2,540.2	3.34%	10,237.8	2.70%
スポーツ施設	5,612.2	7.39%	95,454.2	25.14%
レクリエーション・観光施設	1,893.9	2.49%	21,552.3	5.68%
学校	25,605.6	33.71%	126,193.9	33.24%
その他教育施設	2,275.8	3.00%	1,666.0	0.44%
幼保・こども園	1,941.3	2.56%	5,971.5	1.57%
幼児・児童施設	748.4	0.99%	1,246.3	0.33%
高齢福祉施設	396.1	0.52%	6,405.0	1.69%
庁舎等	6,505.5	8.56%	20,935.3	5.51%
消防施設	504.0	0.66%	34.2	0.01%
その他行政系施設	68.3	0.09%	84.0	0.02%
公営住宅	15,078.6	19.85%	52,007.6	13.70%
その他	4,924.0	6.48%	8,790.0	2.32%
合計	75,954.0	100.00%	379,645.4	100.00%

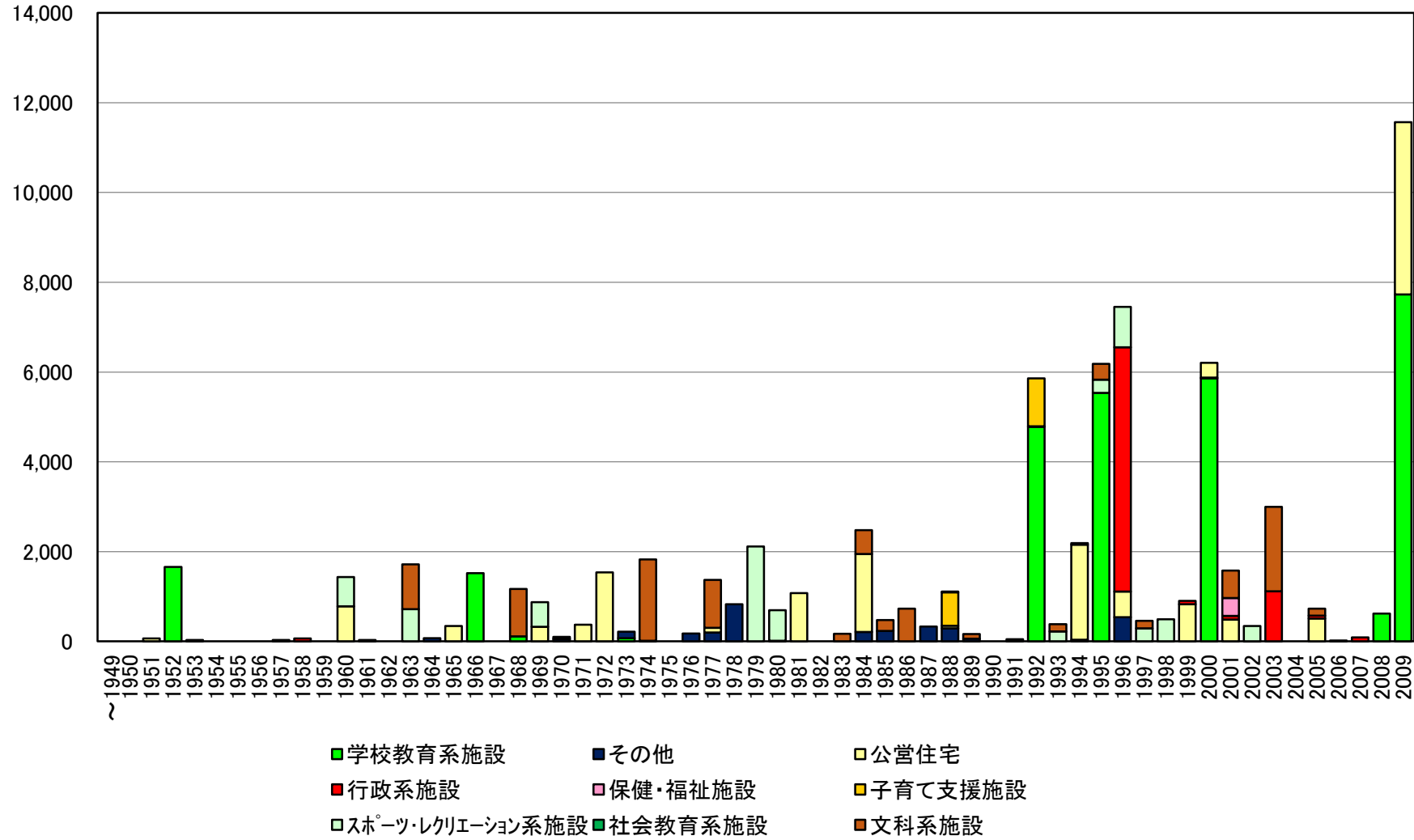
公共施設の土地面積の内訳



公共施設の建物面積の内訳



公共施設の築年別整備状況



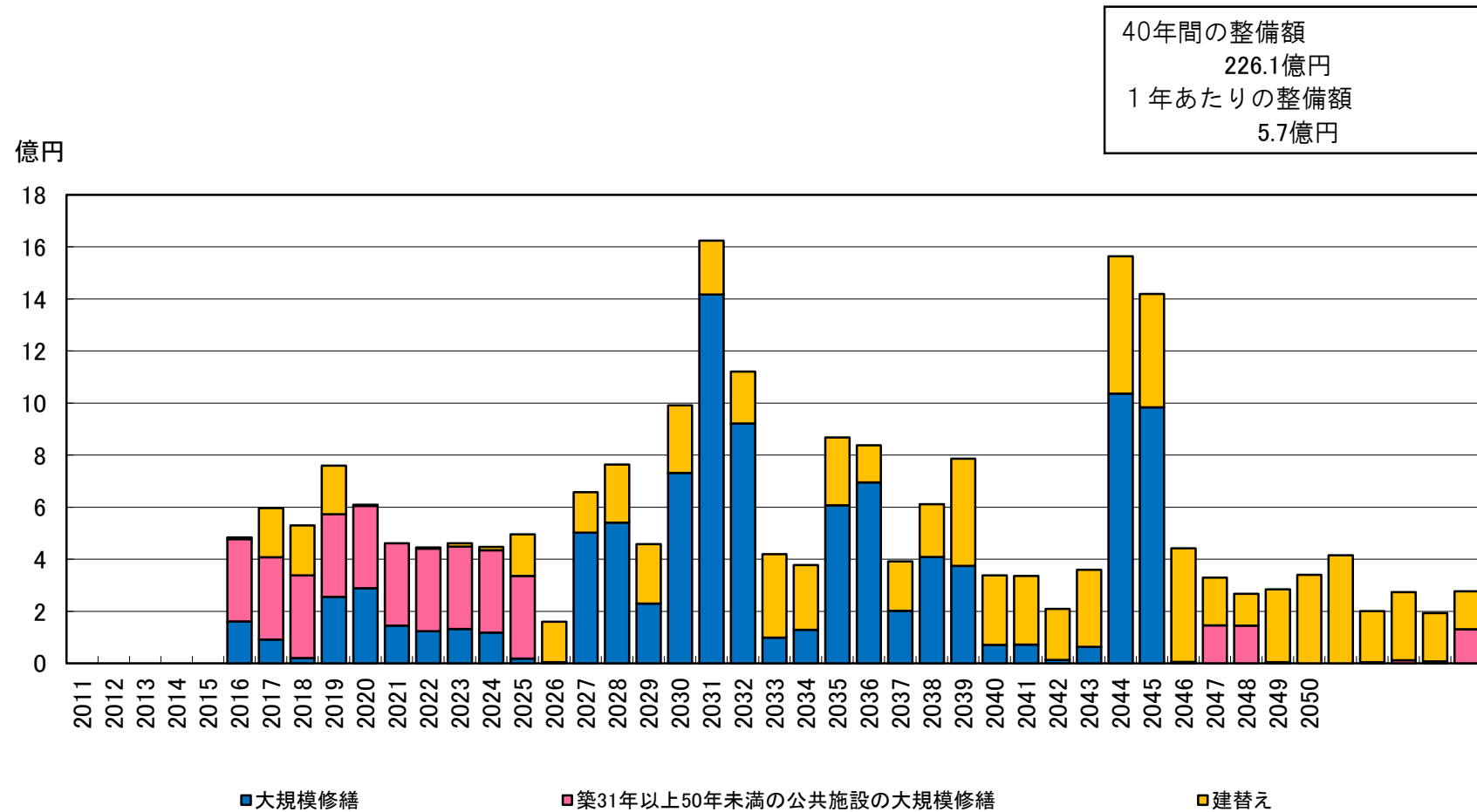
(2) 公共施設の将来の更新費用

築年数30年以上の建物が多く、今後施設の老朽化がますます進み、施設の更新費用が増大していくことが予想されます。

総務省の試算ソフトでは、今後40年間の更新費用は200億円を超えることが予想され、単純に計算しても、公共施設だけで毎年5.7億円を要することとなります。

また、近年の労務単価の上昇や燃料費の高騰、消費税の増税も更新費用等の増額に拍車をかけることとなり、財政状況を悪化させる大きな要因となります。

公共施設の将来の更新費用の推計



2. インフラ資産の現状

(1) インフラ資産の現状

インフラ資産(道路、橋りょう、上水道、下水道)については一般的な耐用年数が40～60年とされていますが、本町のインフラ資産においては制作年度不明のものが多く、その制作年度不明のものの取扱い等を定める必要があります。

①道路

本町の町道延長は約190km、面積は約0.96km²あり、維持管理だけでも多額の費用が必要となっていますが、道路の改良についても需要があるため、優先順位をつけ計画的に整備を行っています。

②橋りょう

本町の町道等に架橋されている橋りょうは、205本あり、耐用年数については、整備年度不明の約140本あるため、実際の耐用年数は不明のものが多く、状況となっています。

③上水道

本町の水道管の延長は約77kmあり、老朽施設の更新事業を計画的に行っていますが、整備年度不明のものも多く、耐用年数を超える管路もあります。

老朽施設の更新事業や耐震化事業を計画的かつ早急に進めていく必要があります。

④下水道

本町の下水道管の総延長は約7kmあり、塩ビ管が6.5km、その他が0.5kmとなっています。

比較的近年整備されたため、もっとも古い管路でも20年以上30年未満の経過となっており、耐用年数を超えるものはありません。

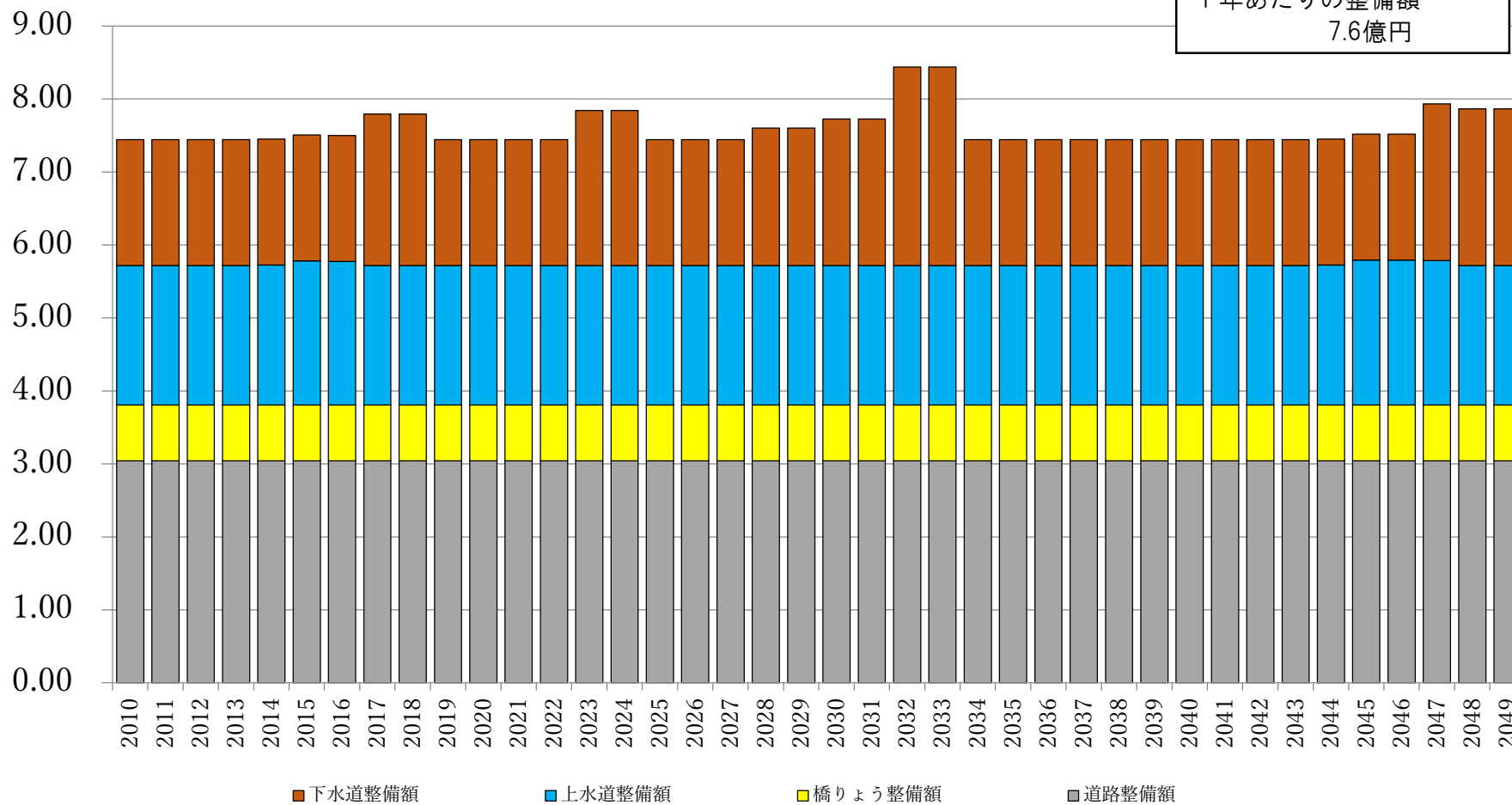
(2) インフラ資産の将来の更新費用

インフラ資産の今後の更新整備費用については、整備年度不明のものが多く、計算が難しいため、更新ペースを均等に、平準化計算した結果40年間で303億円となり、毎年整備額は7.6億円という結果となりました。

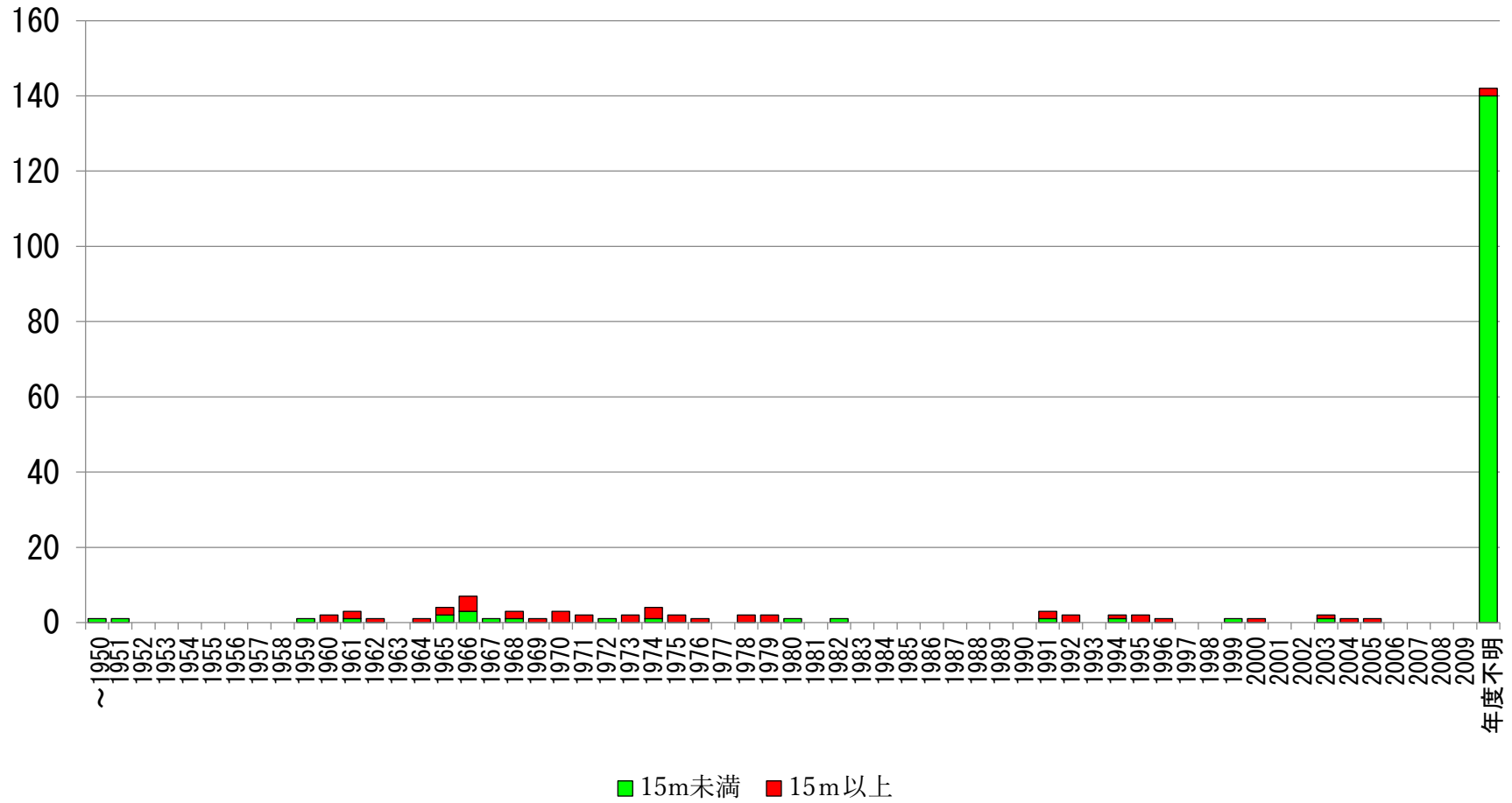
インフラ資産の将来の更新費用の推計

40年間の整備額
303.8億円

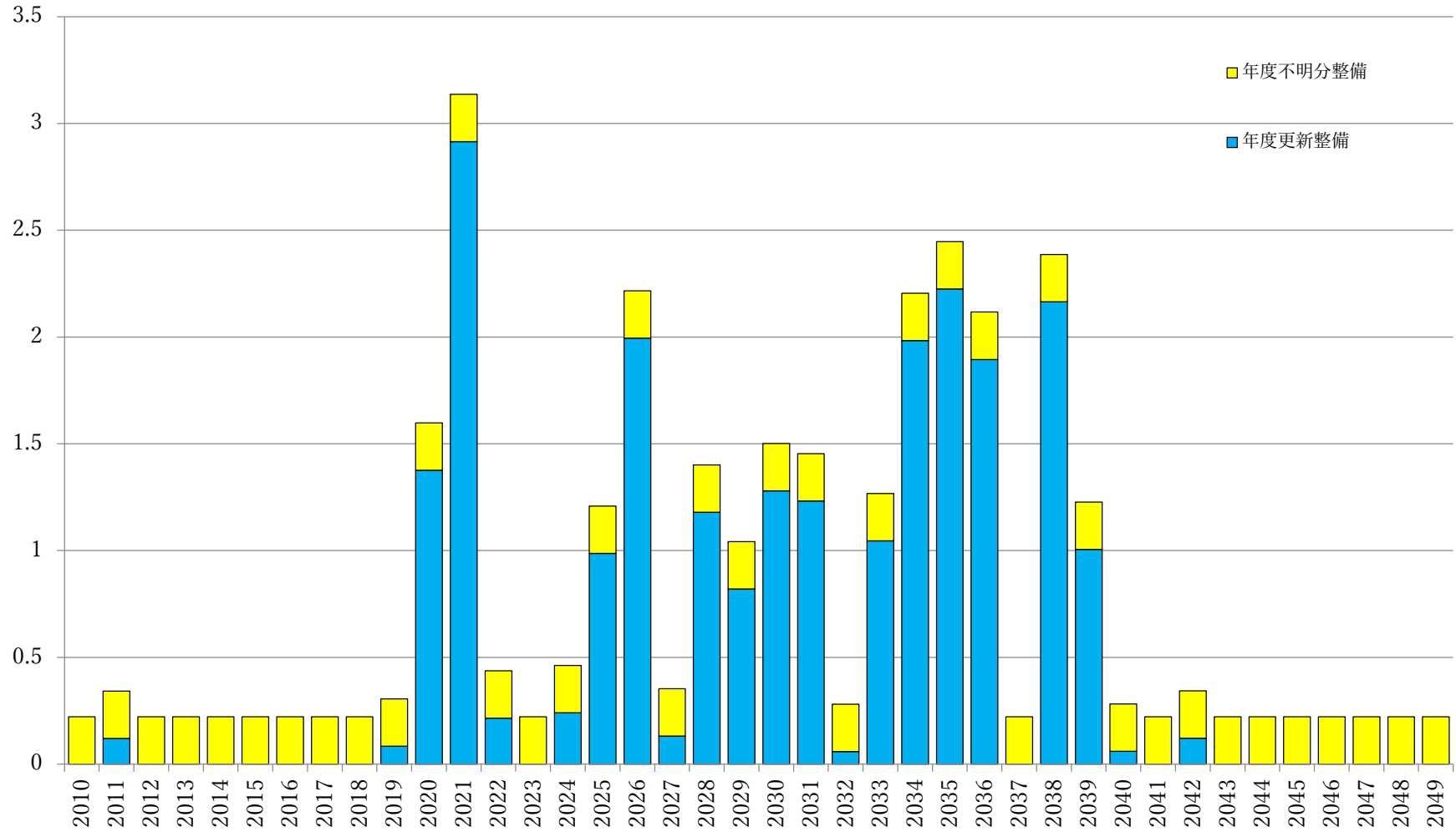
1年あたりの整備額
7.6億円



橋りょうの年度別整備本数



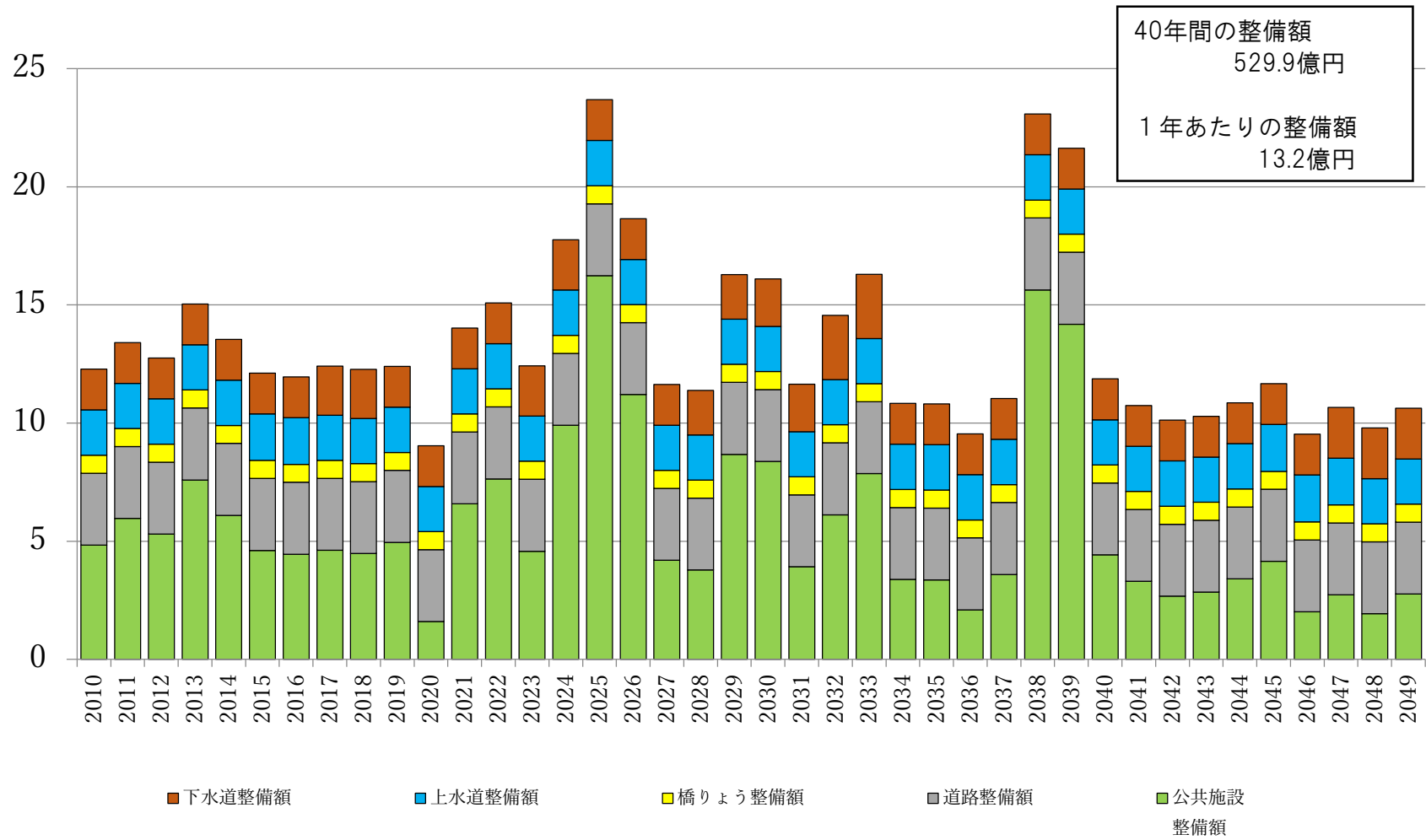
橋りょうの将来の更新費用の推計



3. 公共施設等の管理上の課題

公共施設とインフラ資産を併せた今後40年間の更新費用については、529.9億円、年平均13.2億円となり8年後の2025年には約24億円を超える計算結果となりました。公共施設等の維持整備にかかる費用が町の会計全体を圧迫する事態が予想されます。

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の推計



第4章 公共施設等の総合管理の方針

1. 対象施設

これまで記述してきた公共施設等の現状と課題を踏まえ、本町の公共施設等について、効果的・効率的に管理していくための基本方針について、以下のとおりとします。

公共施設等の総合管理計画の対象とする施設については、橋梁、上水道等のインフラ系施設並びに、庁舎、町営住宅、学校、保育所公民館等の公共建築物とし、既存の施設だけでなく、新設または改築を実施予定の施設も対象とします。

ただし、以下の公共施設等については対象外とします。

- ①延べ床面積50㎡以下の施設
- ②利用等がごく少数のものに限定される施設

2. 基本方針

(1) 総資産量の適正化

- 原則として新設はしません。
- 廃止、複合化、集約化など施設の総量を制限します。
- 地域の必要性、社旗情勢を考慮し、中長期的計画整備を行います。
財政状況、人口減少を踏まえ、サービス水準を維持し、施設送料の適正化。
- 施設廃止跡地は売却・払下げ等により処分し、財源確保、経費削減に努めます。
- インフラ系試算については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら適正化を図ります。

(2) 長寿命化

- 壊れてからの修繕ではなく、計画的な修繕を策定し施設を長期間使用できるようにします。
- 更新、修繕時期の集中化を避け、歳出の平準化を図ります。
- 施設ごとの特性を考慮した計画的維持管理を行います。

3. 具体的取組み

(1) 公共建築物及びインフラ資産

① 保有施設の現状把握

定期点検等により、現状を把握し、データを蓄積します。

建築物については施設の配置、利用度、維持管理費用、老朽化度などを把握します。

② 方向性の検討

安全性、社会情勢、地域の必要性や環境への配慮、財政状況を踏まえ方向性を検討します。

③ 評価

総合的に評価し、「長寿命化、改築」「縮小、複合化、集約化」「更新」「修繕」「施設廃止、解体、売却」などの判断をします。

④ 個別計画の策定

施設ごとに現有の計画があるものはそれに基づき、必要に応じて新たに計画を策定しながら実行します。

(2) 推進体制の整備

① 財政との連携

中長期的な視点で施設整備・維持管理運営計画にも財政措置は必要不可欠です。総合計画や財政計画と整合性を持たせ、関係部署で連携を取り、推進します。

② 全庁的な計画になるので、推進するためには職員ひとりひとりの意識改革が必要になります。経済的かつ効率的に運営していくため研修等を行い情報共有に努めます。

③ 住民との協働

サービス提供の過程には、住民と行政の相互理解が重要となります。住民の意見を取り入れ、情報共有し推進します。

④ 継続

本計画については、時期的な基準を設け、進歩管理や見直しを行い、継続的な取り組みを推進します。